

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大について

1 概要

これまで、平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付対象である貨物車両の要件は、

○ 広く販売・配布される食料品・生活用品（燃料を含む。）を輸送するもの（現に積載しているものに限る。）

○ 企業が使用するもの

とともに、

○ 目的地が宮城県以北（宮城県・山形県を含む。）のもの

としていたところ、この目的地を、

○ 目的地が福島県・新潟県以北（福島県・新潟県を含む。）のもの

に変更する。

2 緊急通行車両確認標章の交付場所等

(1) 緊急通行車両確認標章の交付場所（変更なし）

警察署を原則とする。

(2) 緊急通行車両確認標章の有効期間（変更なし）

1ヶ月

3 留意事項（変更なし）

・ 緊急通行車両確認標章は、これまでどおり出発地の警察署等で交付を受けてください。

なお、緊急通行車両確認標章の交付は、事前届出があった約31.7万台（平成21年末）を優先することとしていますので、御注意ください。

・ 緊急交通路に指定された高速道路においても、道路の損壊等により高速道路を通行できない区間があり、当該区間において緊急通行車両は一般道路を通行することとなりますので、御注意ください。

・ 余震等のおそれがあるので、緊急通行車両は、道路標識の滅灯等にかかわらず、時速50キロメートル以下の速度で走行してください。

4 その他（変更なし）

人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための交通規制であり、緊急通行車両以外の車両が通行できないことについて、御理解をお願いします。

また、災害応急対策を円滑に実施するため、緊急交通路以外の道路であっても、被災地に向かう道路における不要不急の通行は避けていただくように、御協力をお願いします。

5 問い合わせ先（変更なし）

最寄りの警察署等にお問い合わせください。